

広島高速道路公社業務等入札契約情報取扱要綱

(平成15年4月1日)

[沿革] 平成25年 2月 4日改正

平成25年10月10日改正

平成26年 7月31日改正

平成28年 3月28日改正

平成30年 5月 9日改正

令和5年 3月29日 総務部長通達第19号改正

令和7年10月 1日 総務部長通達第 1号改正

令和7年12月 1日 総務部長通達第 4号改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島高速道路公社の発注する業務及び物品等の入札及び契約に係る情報（以下「業務等入札契約情報」という。）の公表について定めるものとする。

(公表対象)

第2条 この要綱における公表の対象は、広島高速道路公社契約細則（平成9年広島高速道路公社細則第4号）に基づき、1件当たりの設計金額が200万円以上の業務及び物品等（以下「公表対象業務等」という。）の入札及び契約とする。

(発注見通しに関する事項の公表)

第3条 理事長は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公表対象業務等に係る次に掲げるものの見通しに関する事項（特命随意契約を除く。）を公表するものとする。

(1) 業務名、件名又は品名、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）

2 理事長は、前項の規定により公表した発注の見通しに関する事項について、7月1日、10月1日及び1月1日を目途として見直しを行い、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第4条 理事長は、公表対象業務等の入札又は見積を行う場合に、当該入札の参加資格を有する者に対して入札参加資格の有無若しくは指名の通知又は見積依頼をしたときは、当該公表対象業務等ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 業務名、件名又は品名

(2) 入札・見積の予定日時

2 理事長は、公表対象業務等の入札又は見積を終了したときは、当該公表対象業務等ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、第2号、第3号及び第4号については落札決定を行った場合にのみ公表するものとする。

(1) 入札者・見積者の商号又は名称及び入札金額・見積金額

(2) 落札者の商号又は名称及び落札金額

(3) 予定価格

(4) 一般競争入札及び指名競争入札を行った場合における調査基準価格

(5) 低入札価格調査を行った場合における結果の概要

3 理事長は、公表対象業務等の契約を締結したときは、当該公表対象業務等ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

(2) 業務名、件名又は品名

(3) 契約金額

(公表事項の閲覧)

第5条 第3条及び第4条の規定による業務等入札契約情報の公表は、総務部総務課に閲覧所を設け、閲覧に供するとともに、公社ホームページに掲載する方法により行うものとする。

2 業務等入札契約情報の公表期間は、原則として、公表対象業務を公表した当該年度の翌年度の3月31日まで閲覧に供するものとする。

3 業務等入札契約情報の公表方法のうち、総務課閲覧所における公表時間は、前項の公表期間のうち、次に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 各週の土曜日及び日曜日

(3) 8月6日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(4) その他特に理事長が休日として指定する日

4 閲覧者は、業務等入札契約情報を閲覧所の所定の場所で閲覧するものとし、これを閲覧所の外に持ち出すことはできない。

5 理事長は、次の号のいずれかに該当する者の閲覧を停止又は禁止することができる。

(1) 第3条及び第4条の規定により定め、又は作成した事項に係る文書を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者

(2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

(3) この要綱に違反し、又は係員の指示に従わない者

(施行規定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務入札契約情報取扱要綱（平成13年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月9日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和7年12月1日から施行する。